

令和8年度（2026年度）経営事項審査の申請方法

1. 審査の対象者

建設業法第3条第1項の規定により、熊本県知事から建設業の許可を受けた者

※国土交通大臣許可の者は、九州地方整備局が審査を行いますので、申請方法は九州地方整備局にお問い合わせください。

【問合せ先】

国土交通省九州地方整備局建政部建設産業課 建設業係 TEL：092-471-6331

2. 審査の対象となる審査基準日

令和7年（2025年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日まで

3. 経営規模等評価申請書等について

- (1) 経営規模等評価申請書及びその他必要となる書類については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにて申請（以下「電子申請」という。）してください。

なお、電子申請が困難な場合は郵送による書面申請を受け付けますので、次の宛先へ書留郵便で郵送してください。

〒862-8570（県庁専用郵便番号：住所記載不要）

熊本県土木部監理課建設業班

（「経営事項審査申請書類在中」と明記してください）

- (2) 経営規模等評価申請書等の受付期間について

令和8年（2026年）4月から12月までの各月1日から20日までを当該月の受付期間とします。

また、**予備日については、令和9年（2027年）3月1日から3月5日までを受付期間とし、**下記要件のいずれかを満たす場合について審査を行います。

- ①上記「2」の審査基準日がある建設業者で令和8年（2026年）12月までに受審しなかった者
- ②上記「2」の審査基準日がある建設業者で令和8年（2026年）10月1日以降に新たに許可（業種の追加を含む）を取得した者
- ③民事再生法等による手続中の者

※受付月毎の審査対象決算月の目安

受付月	審査対象決算月	受付月	審査対象決算月
4月	10～11月決算法人	9月	5月決算法人
5月	12月決算法人、個人	10月	6月決算法人
6月	12～1月決算法人、個人	11月	7～8月決算法人
7月	2～3月決算法人	12月	9月決算法人
8月	4月決算法人	3月	受審要件を満たす者【予備日】

- (3) 特殊な経営事項審査について

合併や事業譲渡、法人成り、個人からの事業承継などの特殊な経営事項審査については、個別に審査を行いますので、監理課（直通096-333-2485）に御相談ください。

また、合併や事業譲渡を検討されている場合は、できるだけ早めに御相談をお願いします。

4. 審査業種

- (1) 審査基準日に許可を取得していなくても、申請日時点で許可を取得している業種は、経営事項審査を受審できます。
- (2) 受審業種は工事の実績がなくても受審できます。
- (3) 許可がある業種について、全て受審する必要はありませんが、国・県・市町村等に指名願を提出する業種については経営事項審査を受審していないと指名願は提出できませんので申請に当たっては十分に注意してください。

5. 経営状況分析の申請

経営事項審査を申請しようとする者は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析の申請を行わなければなりません。

登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ（登録経営状況分析機関一覧）に掲載してあります。

6. 審査手数料

- (1) 次の算式により算出された金額となります。

ア 経営規模等の評価及び総合評定値（P）の通知にかかる手数料

$$8,500円 + (2,500円 \times \text{受審業種数})$$

(参考)

1業種の場合	11,000円
2業種の場合	13,500円
3業種の場合	16,000円
4業種の場合	18,500円
5業種の場合	21,000円

：

：

イ 総合評定値（P）の算式及び通知を希望しない場合※

$$8,100円 + (2,300円 \times \text{受審業種数})$$

※経営規模等評価の申請のみを行い、総合評定値を請求しないこともできますが、公共団体等に指名願を提出する場合又は公共団体等が発注する工事を受注する場合は、総合評定値の通知を受けていることが必要となりますので、総合評定値の請求は必ず行ってください。

- (2) 手数料の納付方法

熊本県の総合財務会計システムがPay-easy等による支払いに対応していないため、建設業許可・経営事項審査電子申請システムから出力した「はり付け欄」に上記（1）の金額の熊本県収入証紙を貼り付け、書留郵便で郵送してください。

なお、書面申請の場合は、上記（1）の金額の熊本県収入証紙を経営事項審査添付書類の「審査手数料証紙貼り付け書」欄に貼り付けてください。

7. 結果の通知

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、原則として、上記3（2）の受付月の翌月末に通知します。

なお、結果通知書は、申請内容と相違ないか必ず確認し、結果について異議がある場合は、結果の通知を受けた日から30日以内に申し出てください。

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、”申請者の責任に帰する案件”については、再審査申立ての対象とはなりません。

※確認書類に不足等がある場合、申請書の受付を次回受付月まで保留する場合があります。

この場合、結果通知日も受付月に対応する日に繰延になります。

※結果通知書は、再発行できませんので大切に保管してください。

紛失された場合は、証明書を発行しますので、「証明願」により申し出てください。（様式は県ホームページ（土木部監理課）に掲載）

8. 経営事項審査の結果の公表

申請者に対し通知した経営規模等評価の結果及び総合評定値は、通知した日の約1か月後からインターネットで順次閲覧することができます。

（GIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター：「経営事項審査結果の公表」で検索してください。）